

青森県報

第三千六百十三号

平成二十四年
十一月五日
(月曜日)

目次

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課)	一
結核予防補助金の基準……………	(保健衛生課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
道路の区域の変更……………	(道路課)	二
道路の供用の開始……………	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課)	三
右 同……………	(同)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課)	四

告 示

青森県告示第七百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 日
		名 称	事 業 者 所 在 地	
株式会社明倫	有限会社明倫	主たる事務所の所在地	名 称	八戸市大字大久保字行人塚一七の一
		八戸市西白山二丁目一四の二二	所 在 地	平成二十四年十一月五日
		訪問看護ステーション結		

青森県告示第七百九十一号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成二十四年度における基準を次のとおり定め、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百四十七円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

四 千六百九十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

青森県告示第七百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期間
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	アースサポート株式会社 住所 十和田市穂並町一六の四六	平成二四・二・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	アースサポート株式会社 住所 むつ市小川町一丁目八の三六	"

青森県告示第七百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指定期間
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	アースサポート株式会社 住所 十和田市穂並町一六の四六	平成二四・二・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	アースサポート株式会社 住所 むつ市小川町一丁目八の三六	"

青森県告示第七百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森五所川原線	青森市大字羽白字野木和五八の八五から青森市大字岡町字宮本八八の八七まで	前 七・六〇メートルから 後 七・〇〇メートルまで	三〇三・〇〇メートル	
2	県道	平賀門外線	平川市本町富岡二二七の一から平川市本町西宮二二四の四まで	前 六・五〇メートルから 後 七・三〇メートルまで	二二七・九〇メートル	

3	県 道	七戸十和田湖線	十和田市大字法量字下川原三〇の三から十和田市大字奥瀬字下川目二四〇の一三二まで	前	八・二〇メートルから八・三二メートルまで	二〇三・七〇メートル
				後	六・二〇メートルから八・三二メートルまで	二〇三・七〇メートル
				後	二・二・七二メートルから二・三・三二メートルまで	二六四・八〇メートル

青森県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道平賀門外線	平川市本町富岡二二七の一から平川市本町西宮二二四の四まで	平成二四・二・一五
県道七戸十和田湖線	十和田市大字法量字下川原三〇の三から十和田市大字奥瀬字下川目二四〇の一三二まで	二四・二・一〇
国道二七九号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一一三九林班ほ小班から上北郡野辺地町字向田三〇二の八まで	二四・二・三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人「JOY」
 - 三 代表者の氏名
時田 俊正
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市大字油川字千刈一一五の九
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、青森地区の障害者に対して就労移行支援等に関する事業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

三 代表者の氏名

齊藤 勝

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目八の二

五 定款に記載された目的

本会は、質の高いケアマネジメントの実現のため、保健・医療・福祉のチームケアの推進等に関する事業を行い、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪グレーダ（三・七メートル級） 一台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十四年十月十五日

六 契約の相手方の名称及び住所

コマツ建機販売株式会社東北カンパニー青森支店

青森市大字三内字丸山三九三の一八八

七 契約金額

二千五百二十万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十四年九月十九日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭